

有田川町告示第75号

有田川町ホームページ有料広告掲載基準を次のように定める。

平成20年10月1日

有田川町長 中山 正 隆

有田川町ホームページ有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、有田川町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、有田川町（以下「町」という。）のホームページに掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、広告掲載希望者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等は、要綱第2条の規定によるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ：縦50ピクセル×横150ピクセル

(2) データ容量：8Kバイト以内

(3) 形式：GIF又はJPEG

(4) アニメーション：不可

3 次に掲げる表現は、禁止する。

(1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現

(2) アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現

(3) 町の実施する事業名に類似した表現

(4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与えるおそれのある表現

(広告の枠数)

第3条 広告の枠数は、最大5枠とする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲

載位置は、町が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1ヶ月を単位とし、掲載期間は1ヶ月以上6ヶ月以内とする。

ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が有田川町の休日を定める条例（平成18年有田川町条例第3号）第1条第1項に規定する町の休日にあたるときは、町の休日の翌日を掲載の開始又は終了日とみなす。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間等の延長等を行わないものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、町広報紙及びホームページ等により行うものとする。

2 募集は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 ホームページに広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）は、掲載を希望する月の1月前までに、「有田川町ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）」に次の各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。なお、広告案作成に要する経費は広告主が負担するものとする。

(1) 広告案（紙に出力したもの）

(2) 広告案データ（フロッピーディスク等の電子記録媒体に保存すること）

(3) 広告主の業務内容等が分かるもの（会社案内、企業広告等）

2 広告の申込みは、1広告主につき1枠とする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 町長は、前条第1項に規定する広告掲載申込書の提出を受付したときは、遅滞なく有田川町広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）に送付する。

2 審査会は、広告の内容等について審査を行い、速やかに掲載の可否を決定し、これを町長に通知する。

3 町長は、審査会の決定を受け、「有田川町ホームページ有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号）」により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告掲載の申込みが、空き枠数を超える場合、優先順位は要綱第3条の規定により順位を決定する。

2 要綱第3条の規定によって、同順位の広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを先順位とする。

3 前項の規定によっても同順位の広告がある場合は、抽選により決定する。

(広告の掲載料)

第10条 広告掲載料は、次のとおりとする。

申込み月数	掲 載 料
1ヶ月	10,000円
2ヶ月	19,000円
3ヶ月	25,500円
4ヶ月	32,000円
5ヶ月	37,500円
6ヶ月	42,000円

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに「有田川町ホームページ有料広告掲載内容変更申出書(様式第3号)」を町長に提出しなければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) 広告のリンク先のホームページアドレスを変更するとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、有田川町ホームページ有料広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

2 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が要綱第2条に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取り消すことができる。なお、この場合、納付済みの広告掲載料の還付は行わない。

- (1) 町が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 町が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条第1項の規定による手続を広告主が行わないとき
- (4) 前条第2項の求めに対し、広告の内容等の変更を広告主が行わないとき

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに広告掲載料を全額納付しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第14条 町長は、次の各号に該当する場合には、納付済みの広告掲載料を広告主に還付する。ただし、火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーへの不正アクセス、通信回線等の事故又は障害を原因とする場合は、この限りではない。

- (1) 広告掲載期間内に、町の都合でホームページを閉鎖した場合。ただし、閉鎖日数が連

続して24時間未満の場合は、広告掲載料の還付は行わない。

(2) その他広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したとき。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、1ヶ月を31日とし日割り計算により還付する。

3 第1項の規定により広告掲載料の還付を受けるときは、「有田川町ホームページ有料広告掲載料還付請求書（様式第4号）により、町長に請求するものとする。

4 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責任等）

第15条 広告主は、掲載された広告に関連し、第3者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任により解決するものとする。

2 広告主は、第8条第3項の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（疑義等の決定）

第16条 この掲載基準に疑義があるとき、又はこの掲載基準に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

（所管）

第17条 この掲載基準を所管する課は、総務課とする。

附則

この基準は、告示の日から施行する。